

「災害時における職員の宿泊施設の確保等の協力に関する協定」締結に係る公募

次のとおり協定締結の希望者を公募します。

協定締結を希望する者には、下記により応募資料作成要領を交付しますので、応募資格確認申請書等の提出をお願いします。

なお、本協定締結の公募は、業務発注ではありませんので入札は行いません。

令和4年7月11日

国土交通省国土地理院長

高村 裕平

1. 協定の概要

- (1) 名称：災害時における職員の宿泊施設の確保等の協力に関する協定
- (2) 目的：地震・大雨等の自然災害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合に国土地理院職員が被災状況の迅速な把握等のために派遣される際、必要となる宿泊施設の施設状況に係る情報提供及び予約並びに被災現場等に移動する際の鉄道、航空機、船等の公共交通機関の切符等（以下「切符等」という。）の予約及び引き渡しをすることで、迅速かつ円滑な宿泊施設の確保等に寄与することを目的とする。
- (3) 内容：協定締結者へ行う協力要請に基づき、災害派遣時に必要となる宿泊施設の施設状況の情報提供及び予約並びに切符等の予約及び引き渡しを行うものとする。詳細については、応募資格確認結果の通知後、応募資格を満たした者と協議し、協定の目的が達せられるよう協力可能な範囲で定める。
- (4) 範囲：日本国内
- (5) 期間：協定締結の日から3年間とする。ただし、協定の期間満了後も双方いずれかの申出がない場合は、協定関係を継続することとする。双方いずれかの申出により、協定は廃止することができるものとする。
なお、申出の時期は廃止する期日の1か月以前とする。

2. 応募資格

- (1) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」における関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
なお、「競争参加者の資格に関する公示」（令和4年3月31日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。
参加資格の年度は、応募時の年度に読み替えること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 旅行業法施行規則（昭和46年11月10日運輸省令第61号）第1条の2第1項第1号又は第2号の旅行業の登録者であること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき（1）の競争参加資格を継続する為に必要な手続をおこなった者を除く。）でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 個人情報の取扱に関し、社内に秘密保持体制が整っていること、又は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークの付与認定を受けた法人であること。
- (7) 本業務に係る事務手数料、配送料がかからないこと。
- (8) 職員が利用した宿泊施設及び切符等に係る代金の支払について、職員が旅行を完了した

後の支払に対応できること。

3. 応募資料の作成及び提出に関する事項

応募資料は次のとおりとする。なお、応募資料の作成方法については、別途交付する応募資料作成要領によること。

- (1) 応募資格確認申請書
- (2) 旅行業法施行規則第1条の2第1項第1号又は第2号の旅行業の登録が証明できる書類の写し
- (3) 旅行業法第12条の2に基づく旅行業約款を記載した書類の写し
- (4) 個人情報の取扱いに関する社内規定の写し又はプライバシーマーク登録証の写し

4. 応募資料作成要領に関する事項

(1) 担当部局

〒305-0811

茨城県つくば市北郷1番

国土交通省 国土地理院 総務部総務課 建設専門官（危機管理担当）

TEL 029-864-6900 FAX 029-864-1807

(2) 応募資料作成要領の交付

- ・ 交付期間 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日、8時30分から17時15分まで随時交付
- ・ 交付方法 以下の①から③のいずれかの方法で交付
 - ① 国土地理院公式ウェブサイトからダウンロード
(URL : http://www.gsi.go.jp/BOUSAI/lodging_agreement_r.html)
 - ② 郵送（着払い・希望者負担）交付
 - ③ 上記（1）にて交付

(3) 応募資料の提出

- ・ 提出期限 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日、8時30分から17時15分まで随時受付
- ・ 提出場所 上記（1）に同じ
- ・ 提出方法 持参、郵送又は託送（書留郵便等、記録が残るものに限る）

(4) 応募資格確認結果の通知

担当部局は、応募資料の提出を受けてから1週間を目処に結果通知を行う。

応募資料作成要領（災害時における職員の宿泊施設の確保等の協力に関する協定）

国土交通省国土地理院

1. 応募資料の作成

(1) 応募資料

① 応募資格確認申請書【様式1】

作成した応募資料は、応募資格確認申請書としてとりまとめて提出すること。

② 旅行業法施行規則第1条の2第1項第1号又は第2号の旅行業の登録が証明できる書類の写し

③ 旅行業約款を記載した書類の写し

旅行業法（昭和27年7月18日法律第239号）第12条の2に基づく、観光庁長官あて申請し、許可を受けた旅行業約款を記載した書類の写し

④ 個人情報の取扱いに関する社内規定の写し又はプライバシーマーク登録証の写し

(2) その他

① 応募資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 提出された応募資料を「災害時における職員の宿泊施設の確保等の協力に関する協定」の締結に関する以外は、提出者に無断で使用しない。

③ 提出された応募資料は返却しない。

2. 応募資料の提出方法等

① 提出方法 持参、郵送又は託送（書留郵便等、記録が残るものに限る）

② 提出期限 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日、8時30分から17時15分まで随時受付

③ 提出場所 〒305-0811

茨城県つくば市北郷1番

国土交通省 国土地理院 総務部総務課 建設専門官（危機管理担当）

TEL 029-864-6900 FAX 029-864-1807

3. 応募資料に対する質問

この応募資料に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

① 提出方法：書面を持参するものとし、FAX、郵送等によるものは受け付けない。

② 提出期限：上記2に同じ

③ 提出場所：上記2に同じ

4. 応募資格確認結果の通知

担当部局は、応募資料の提出を受けてから1週間を目処に結果通知を行う。

5. 応募資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 応募資格がないと認められた者及び申請書及び資料等が適正と認められなかった者は、担当部局に対して応募資格がないと認めた理由について、次により書面にて説明を求めることができる。（様式は任意とする。）

① 提出期限：応募資格確認結果通知日の翌日から5日後

② 提出場所：上記2に同じ

③ 提出方法：書面を持参するものとし、FAX、郵送等によるものは受け付けない。

(2) 担当部局は、説明を求められたときは、(1) ①の提出期限の翌日から5日後までに、説明を求めた者に対し、書面にて回答する。

応募資格確認申請書

年 月 日

国土地理院長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

年 月 日付けで公募のありました「災害時における職員の宿泊施設の確保等の協力に関する協定」の締結に係わる応募について、下記の書類を添えて申請します。

記

1. 旅行業法施行規則第 1 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 2 号の旅行業の登録が証明できる書類の写し
2. 旅行業法第 12 条の 2 に基づく旅行業約款を記載した書類の写し
3. 個人情報の取扱いに関する社内規定の写し又はプライバシーマーク登録証の写し

※ 作成した応募資料は、応募資格確認申請書としてとりまとめて提出すること。